

第432回（定例）福崎町議会会議録

平成22年9月28日（火）
午前9時30分開 会

1. 平成22年9月28日、第432回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 閉会中の所管事務調査申出
- 第 5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 総括質疑
- 日程第 2 委員長報告・質疑
- 日程第 3 討論・採決
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査申出
- 日程第 5 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は16名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
それでは付託をしておりましたすべての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。
よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

日程第1 総括質疑

議 長 それでは日程により、本定例会に上程されました議案について、総括質疑を受ける前に、会計管理者から決算報告書の訂正の申し出がございますので、許可いたします。

会計管理者 皆さんおはようございます。

決算報告書で訂正箇所がございますので報告をさせていただきます。なお訂正につきましては、後ほど訂正シールで修正をさせていただきます。

それでは修正箇所を申し上げます。決算報告書67ページをお開き願います。

67ページの巡回バスの運行委託事業の上から12行目、成果欄の巡回バスの利用状況の11月分の利用人数でございますが、1,170人の次の数字が抜けております。1,179人が正しい数字でございます。

次に、106ページをお開き願います。

106ページ、ページ左側の清掃費のし尿処理費に係る事業で、上から9行目から10行目の事業内容のところ、中播衛生施設事務組合負担金として1,067万9,000円支払いましたとなっておりますが、正しくは1億607万9,000円が正しい数字でございます。

次に、152ページをお開き願います。

152ページの部落内一線の整備事業の下から8行目、新町4級781号線となっておりますが、正しい等級は2級でございます。2級に訂正をお願いいたします。

以上3点につきまして、訂正をいたします。なお、この訂正箇所につきましては、後ほど修正テープで修正をさせていただきます。よろしく願いいたします

議 長 続いて、本会議2日目の質疑の答弁の申し出がありますので、許可をいたします。

総務課 長 本会議2日目の質疑のときに、吉識議員から幹部会のコスト等についてのご質問がございましたので、それにつきましてご報告を申し上げます。

21年度の実績でございますが、幹部会出席者数は17人でございます。開催回数は21回、開催時間は74時間、幹部会のコストでございますが、時間当たりの単価が5万6,300円、総額では416万6,200円となります。

それから、管理職手当支給職員の数でございますが、社会福祉協議会派遣職員を含みまして、管理職数は24人でございます。

議 長 それでは、総括質疑を受けてまいります。

議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

9月13日の本会議2日目において、12件の案件がそれぞれの委員会に付託されて慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長あてに審査報告書が提出されております。

これから、各委員長からの審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、審査をお願いした順によりよろしくお願いをいたします。

まず、決算審査特別委員会からお願いいたします。

事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

北山決算審査 決算特別委員会の報告をさせていただきます。

特別委員長 去る13日の本会議において設置されました決算審査特別委員会は、委員長に私、北山孝彦、副委員長に東森修一議員が選出され、14日、15日、16日の3日間、付託されました議案第42号から議案第46号までの5議案について慎重に審査を行いました。その結果につきましては事務局朗読のとおりでございます。

議案第42号、平成21年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定については、歳入額は74億5,557万5,291円、歳出が72億2,769万4,130円となり、差引額2億2,788万1,161円となり、このうち2,692万3,000円は繰越明許費に係る翌年度に繰り越すべき財源であり、実質収支額は2億95万8,161円、単年度実質収支額は8,898万5,780円となり、6年ぶりの黒字となっている。このことについては評価できるが、国の緊急経済対策交付金や交付税増額などの効果もあり、国においても財源状況が厳しく、今後も財政支援が続くかどうかは不透明である。

税金については、不況による企業収益の大幅な減により、町税が前年度対比約2億7,047万円の減となっている。本町においても行政需要が増加する中で施策の優先順位を付すなど事業選択も行いながら、将来的に安定した持続可能な健全財政を堅持されたい。

歳入の確保については、滞納整理対策委員会を中心に県からも徴収吏員の派遣も受けながら、法的な処置も含め徴収など努力をいただいております。町民税の徴収率については県下において上位との報告を受けた。一方、繰越滞納額は税、使用料合わせて4億円を超える状況であり、税の公平さをたもちつつ、行方不明、破産宣告など徴収が不可能な滞納者について欠損処理の処理規定・要綱を作成し、その基準を明確にして業務にあたっていただきたい。

21年度の主な事業として、20年度から繰り越した定額給付金や経済対策臨時交付金を活用した公共事業や公共施設の修繕などを実施するとともに、中島井ノ口線や駅高橋線の整備、千束水路やため池等の土地改良事業の実施、ソフト事業において小学校6年生までの医療費の無料化を継続するとともに、新たに中学生の入院の一部負担金の無料化、また21年4月に開園した福崎幼稚園に併設して子育て支援施策の充実が図られています。

審査を行った中において、委員からの意見として雑入の中で職員きずな保険事

務手数料が収入されているが、職員組合費を含め給料からの天引きは問題である。条例で控除のための根拠規定の制度を検討されたいものとの意見がありました。

歳出の保育所費で正規職員保母はわずか19人しか配置されていない。県の監査での指摘はないとの答弁であります。保護者の期待は児童の健全な育成を求めており、財政厳しいと思うが、ぜひ正規保母の増員をお願いしたい。

総務費、庁舎管理費事業で庁舎やその他の町施設の老朽化、特に耐震力不足が深刻な問題と思う。災害に備えるべき危機意識を持って、早急に財政を含めた長期計画を策定していただきたい。

民生費、子育て支援センター運営事業として、すきっぷひろば事業を地域の公民館に出かけて、各地域の子どもと保護者の交流の促進を図っておられる。地域によっては少人数のときがあるので、近隣地域と共同で行うなどして活気ある取り組みであればよいと思います。

衛生費、感染予防対策については備蓄品等の充実と予防接種率の向上に努めていただきたい。

商工費、観光協会育成事業は観光協会の活動が慢性的であり、当町への観光客増へつながる活動がいま一つ。心機一転なる取り組みをお願いしたい。消費者対策事業においてその実績は当町の自慢すべき事業であり、22年度から行われている郡の中核を担う取り組みがさらに広がり、悪質商法の被害がなくなることを期待することです。緊急雇用創出事業として取り組まれた辻川山公園周辺エコアップ事業は多く住民に親しまれる効果のあるものと評価できる。

教育費、小中学校では生徒の暴力、器物損害が21年度中になく、今も続いてゼロである。今後もこの状況が続くよう努力していただきたい。学校図書の中には、古い図書もあり、生徒が必要とする図書の充実を図るよう要請します。

次に、議案第43号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額18億1,112万7,793円、歳出総額17億7,992万3,900円で、歳入歳出差引額3,120万3,893円となり、翌年度の繰越額2万円を差し引いた3,118万3,893円を国民健康保険財政調整基金へ繰り入れするものです。

委員から、被保険者の健康管理と健康づくりのため、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に特に気をつけていただきたい。40歳から74歳の被保険者を対象に、特定保健審査、特定保健指導を実施されていますが、生活習慣病の検量を分析し的確な指導、啓発活動をしていただきたい。保険税の徴収率によって普通調整交付金が減額される基準があり、一般被保険者の徴収率は95%と高く、県下で第3位であり、ペナルティーはないとのことで、賦課、徴収の苦労も多いが頑張っていたいただきたいとの意見がありました。国保の被保険者が資格喪失した後で誤って国保診療した医療費の返還について、不正利得徴収との扱いがあるが、民法上の不当利得であると指摘した。今後指摘どおり改めるとのことでした。

療養給付費は10億8,074万2,495円となり、1人当たり22万2,925円で保険税額が被保険者1人当たり8万7,192円となっている。今年度の滞納額は2,124万5,204円となり、過年度を含む滞納額は1億4,014万6,500円となっていますので、収納率を上げていただき健全財政を目指していただきたいとのことであります。

次に、議案第44号、平成21年度福崎町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額1,199万457円、歳出総額803万680円で、歳入歳出差引額395万9,777円となりました。21年度の老人保健にかか

わる医療費は過誤による月おくれ診療分で、1万5,140円で前年度比89.99%の減少となっています。差引額395万9,777円は第三者行為による医療費の求償分で、22年度において社会保険診療報酬支払基金、国、兵庫県、福崎町一般会計にそれぞれ返還します。この会計は規定により平成22年度で終了いたします。特に質疑はありませんでした。

次に、議案第45号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額2億295万1,605円、歳出総額2億7万1,502円で、歳入歳出差引額288万103円であります。この制度は75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定以上の障害のある方の医療給付等で、特別徴収、普通徴収合わせて2,335名とのことで、保険料は均等割4万3,924円、所得割8.07%、賦課限度額は50万円であります。

委員から、軽減措置が減っていく中で普通徴収に対して滞納がふえると予測されているので、早目の対応が必要と思われる。本町も広域連合納付金として保険料と軽減分約1億8,000万円を納付している。その結果、国民健康保険の財政はどのようによくなっているのか、制度導入後の効果を把握されたいとの意見がありました。

次に、議案第46号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額11億2,243万3,293円、歳出総額11億916万6,910円で、歳入歳出差引額1,326万6,383円となり、繰越額2万円を差し引いた1,324万6,283円を介護保険財政調整基金へ繰り入れするものです。神崎郡介護認定審査会を134回開催し、2,423件の審査・判定を行い、当町分は968件でありました。

委員から、特定高齢者、機能低下の高齢者の発生率が低下しているとの報告があり、地域ふくろうの会など、熱心に地域で介護予防事業がなされている。年3万円の補助がある。効果が検証されれば実施地域とふやすことと、補助額の増額を検討されたいとの意見がありました。委員から、近畿医療福祉大学と提携して、介護のあり方など、冊子配布や介護の実習研修なども考えるべきであるとの意見がありました。日本全国では65歳以上の高齢者は現在約2,950万人で総人口に占める割合23.1%となり、過去最高を更新し、80歳以上は826万人と初めて800万人を突破しました。ますます高齢者の方がふえることが予想されます。高齢者になっても元気で暮らせるよう、介護予防事業のさらなる取り組みを求めていただきたいとのことです。

以上、議案ごとに審査を行い、現地視察として駅前児童ふれあい広場改修工事、小滝林道、千束水路改修工事、北浦谷奥池改修工事、辻川山公園周辺整備を確認しました。

決算審査特別委員の皆さんには早朝から3日間慎重審議をいただき、5カ所の現地視察を含め審査していただき、まことにありがとうございました。

以上、指摘事項を十分に考慮され、より適切な行政運営による住民福祉の向上に努めていただきたい。付託議案5件とも全員賛成で認定することと決定いたしましたので、議員各位のご賛同をいただけますようお願いし、決算審査特別委員長からの補足説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議 長 ただいま、決算審査特別委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、総務文教常任委員会からの報告でございます。
事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。
東森総務文教 失礼いたします。
常任委員長 総務文教常任委員会から報告いたします。

付託案件、議案第51号、平成22年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、慎重審議をいたしました。

審査の結果は事務局が朗読のとおり、全員賛成で可決することになりました。

去る9月21日、町長、副町長、会計管理者、教育長、各担当課長出席のもと、委員会を開催いたしました。

審査の経過について説明いたします。

本会議の質疑にもありました、消防費の全国消防操法大会出場事業委託料580万円について、委員会においても再度質疑があり、詳細な説明を住民生活課長に求め、お手元にある第22回全国消防操法大会の資料により積算根拠の説明を受けました。委員より、全国大会は大変喜ばしいことである、しかし福崎町の夏まつり、秋まつりの経費も約500万円だったと思うが、それと比較すると今回の委託料はどうかと思うがとの質疑に対しまして、町の姿勢として考える必要がある。全国大会に参加するという意義が大いにある。練習を見ていると優勝をとの意気込みが伝わってくる。練習のための経費もそれなりに積算しなくてはならないと思う。各自治会においても消防団の位置づけは高く、安心・安全なまちづくりにおいても中心的な団体であり、支援は必要と考えている。他の市町が取り組んできた内容も参考にした。他の市町より福崎町の内容が劣れば、消防団の士気にも影響すると考えられる。祭りの経費と同等に考えるのはいかがかということでした。県からの補助金はないのかという問いには、メニューがないとのことでした。消防団が公務で兵庫県代表として全国大会に出場するのだから、県も何らかの補助をすべきだと思いました。

以上、付託案件1件について、委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。皆様のご賛同を得ますよう、よろしく願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議 長 ただいま、総務文教常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これで総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。

事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。
石野民生 失礼いたします。

常任委員長 民生常任委員会は9月13日の本会議で付託のあった、議案第49号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第50号、福崎町母子家庭貸付基金条例を廃止する条例について、議案第52号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第53号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の4議案について、

22日第1委員会室で委員会を開き、それぞれについて採決の結果、すべて原案のとおり可決するとの決定を、それぞれ全員賛成で行いました。

まず、議案第49号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、児童扶養手当の一部を改正する法律が22年6月2日公布され、同法施行令及び非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、福崎町消防団員等公務災害補償条例の関係する一部を改正しようとするものであります。現在町内には本案改正条項に該当する方はないとのことです。公布の日から施行し、本年8月1日から適用しようとするものであります。

議案第50号、福崎町母子家庭貸付基金条例を廃止する条例については、昭和47年4月から母子家庭に対し日常生活の安定を図ることを目的に基金を創設し、10万円を限度に無利子での貸し付けを行う制度を継続してきましたが、近年は利用が著しく少なく、平成11年から今日までの利用実績は17年度に1件、3万5,000円の就学支度資金のみの貸し付けであり、21年度中に貸付償還が終了したため、基金を取り崩し150万円全額を福祉基金に積立しようとする予算が、議案第51号の一般会計補正予算に組み込まれております。母子家庭等への貸付事業は県の母子寡婦福祉基金が充実しており利用実績も多いこと、ほかに県社会福祉協議会での貸付制度、町社会福祉協議会でも従来に加え、新たに生活保護受給つなぎ資金の貸し付けや、緊急援護給付金制度を創設し、低所得者への支援を実施しているとの説明がありました。附則として、この条例は公布の日から施行するとしています。

議案第52号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）については、歳出の諸支出金で平成19年4月に発生した2件の交通事故による第三者行為の医療費納付があり、負担金等を償還するものであります。国、県、支払基金に負担金のルール分363万円と、町一般会計に33万円を償還しようとするものであります。この財源として、歳入で前年度繰越金396万円を充当するというものであります。

議案第53号、平成22年福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算に462万4,000円を追加して、歳出の諸支出金の償還金の当初予算20万円と合わせ、482万4,000円を償還しようとするものであります。内訳は国庫支出金187万5,000円、県支出金139万9,000円、支払基金155万円です。この追加分462万4,000円の財源は、歳入の繰入金で介護保険財政調整基金から繰り入れするものであります。

以上、議案4件について、前述のとおり慎重な審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上をもって、民生常任委員会からの付託案件の審査報告といたします。

議長 ただいま、民生常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、これで民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。

事務局から朗読いたします。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

北山産業建設 失礼します。

常任委員長 産業建設常任委員会から、議案の審査内容について報告をさせていただきます。9月13日の本会議で当委員会に付託された議案は2議案です。

9月24日第1委員会室で、町長、副町長、技監、会計管理者、関係課長、関係者の出席を得て審査を行いました。

審査の結果については、事務局の朗読のとおりでございます。

議案第47号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出総額ともに2億7,736万7,964円であります。最初の処理施設となる板坂地区で平成6年度に供用開始以降、鍛冶屋地区、余田地区、大貫地区、田口地区、八千種地区とそれぞれ供用を開始しました。個別排水処理事業として亀坪地区で平成10年度に供用を開始しています。宅内排水設備工事も進み、住民人口での水洗化率は年度末現在で91.7%になっている。今後とも未接続者に対しての本事業への理解を求め、水洗化率の向上に努めますとのことであります。

歳入は、他会計繰入金1億9,590万2,778円、使用料5,425万2,260円で、歳入総額の70.6%及び19.6%を占めています。歳出については一般的な事務に要した費用のほか、下水道台帳整備委託料、消費税、長期借入金の償還元金、償還利子及び一時借入金利子を支出しました。

汚水処理施設維持管理委託料で下水道台帳の整備をしたとの説明だが、内容と効果はとの質疑があり、17年度に板坂地区順次台帳整備を行い、21年度八千種地区の台帳整備を行い完了した。資産台帳、管路施設状況、宅ますの設置未設置等の確認ができるようになりました。下水道使用料還付金の内容は基金の保有状況、繰上償還の内容等の質疑があり、それぞれ担当課長から説明を受けました。滞納状況についても分担金の年度ごとの滞納状況及び使用料の過年度現年度分の滞納状況の質疑があり、滞納整理対策委員会を中心に関係各課とも協力し、合同徴収また電話、訪問徴収を行い、引き続き努力していきたいとの回答でありました。

次に、議案第48号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額15億423万9,339円、歳出総額14億7,759万9,339円で差引額2,664万円となり、全額を翌年度繰越明許費繰越額として実質収支額はゼロ円です。近年の生活様式の変化に伴い、公共水域の水質悪化の原因となっている生活排水と工場排水の水質改善を図り、住みよい環境にするための施設整備事業であります。歳入の主なものは国庫支出金4億8,550万円で、歳入総額の32.3%を占め、町債6億2,990万円で41.9%、分担金及び負担金4,922万9,180円で3.3%、使用料及び手数料1億1,602万7,210円で7.7%、繰入金1億5,278万7,259円で10.2%であります。歳出について一般的な事務及び負担金、使用料の収納事務に要した費用のほか、受益者負担金の一括納付に対する報償金を支出し、また借り入れた長期借入金の償還元金、償還利子及び一時借入金の利子を支払いました。事業については吉田・山崎地区の面整備工事が完了し、供用を開始しました。平成21年度末の供用済み面積は約450ヘクタールとなり、整備率84.3%、水洗化率は61.9%になっています。雨水事業については長目雨水幹線及びヤゴ雨水幹線の一部について完了しました。

委員から職員給6名が支払われている、事業費補助との関係はとの質疑があり、事業費一定割合での人件費が含まれているため、補助対象分と残りは一般会計からの繰出金で支払っているとの回答でありました。浄化センターの処理単価が出

ているが、農業集落排水処理施設の単価を比較すれば、低価になっている。将来の方向性は、公共下水道の処理量がふえれば単価は低くなるが、運営経費は高くなる。内容を十分精査しながら検討していただきたいとの回答でありました。不明水の状況はとの質問に、20年有収水量と流入量で11.8%、21年度は9.6%と若干減少している。他市町の状況は次の委員会に報告したいとのことでした。水質調査結果の各数値の状況についての質疑があり、月2回の浄化センター最終放流ピットで計測しており、最大及び最小測定値の報告を受けました。委員から、七種川の放流地点での調査が必要との意見がありました。

議案第47号、議案第48号は全員賛成で認定いたしました。議員各位のご賛同をいただけますようお願いし、産業建設常任委員会からの補足説明といたします。

議 長 ただいま、産業建設常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、委員長報告並びに委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第42号、平成21年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第42号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第42号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次は、議案第43号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第43号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第43号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次は、議案第44号、平成21年度福崎町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第44号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第44号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次は、議案第45号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第45号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第45号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第46号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第46号について、本案に対する決算審査特別委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第46号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次は、議案第47号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第47号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員賛成であります。
よって、議案第47号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第48号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第48号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり認定するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第48号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。
次は、議案第49号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第49号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第49号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次に、議案第50号、福崎町母子家庭貸付基金条例を廃止する条例について、討論がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第50号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第50号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次に、議案第51号、平成22年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第51号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第51号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次に、議案第52号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算(第

1号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第52号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第52号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第53号、平成22年福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第53号については、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第53号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件で、審査報告のありました案件の討論・採決を終結いたします。

日程第4 閉会中の所管事務調査申出

議 長 それでは、次の日程は、閉会中の所管事務調査等の申し出であります。
お手元に配付いたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長あてに提出されております。事務局に一括して朗読させます。
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、それぞれ申し出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査等の申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定をいたしました。
しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第5 一般質問

議 長 次の日程は、一般質問であります。
今回の一般質問の通告者は13名であります。
それでは、日程により通告番号順に一般質問を受けてまいります。

1番目の通告者は、松岡秀人君であります。

1. 福祉行政について
2. 保健衛生について
3. まちづくりについて

以上、松岡議員どうぞ。

松岡秀人議員 議席番号1番、松岡秀人でございます。

議長の許可を得ましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、福祉行政、保健衛生、まちづくりについてであります。最初にまちづくりからお伺いさせていただきます。

最初に道路整備についてであります。本町においては住民の移動には自家用車が一番の交通手段であります。主な県道、町道については整備が進んでおりますが、集落の生活道路では車の行き違いができない道路がたくさんあり、緊急車両の進入や防災上からも改善が必要であると思っております。こうしたことから、各自治会から要望のある道路整備についてお伺いいたしますが、これまで各自治会から生活道路の拡幅や改良工事の要望が数多くあろうかと思っておりますが、これらすべて地域住民の生活に直結した強い願いでありまして、多くの地域の方々には早急に整備されるのを待ち望んでおられると思っております。要望があつてからかなりの年月を経過したのも数多くあろうかと思っておりますが、まず緊急性や財政的またその他の理由等があろうと思っておりますが、道路関係予算を増額し、着実に地域からの要望にこたえるべきだと思っておりますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

まちづくり課長 松岡議員の質問にお答えいたします。

現状は今申されたとおり要望箇所も多く、昨今の財政事情等から事業規模によってはその事業化となるまで長期の期間を要することなど課題が多くあります。また、優先順位につきましては、危険度、優先度の高いことなどを勘案しながら判断をして実施をしているところでございます。

今後限られた予算の範囲での対応となりますが、安全で快適な通行が図られますよう努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

松岡秀人議員 この福崎町都市計画マスタープランでは、長期間にわたり整備できなかった路線については社会状況の変化や現時点における必要性を再検討し、見直しや道路規格緩和に向けた検討を進めと記述してありますが、私見ではありますが、都市計画道路計画されておりますが、本当にできるかなと疑問に思われるようなところの見直しというのは考えておられるのか、それともいやいや、せつかく都市計画道路で決定しているから、後何年かかろうとできるまでやると言われるのか、いやもうこの辺で見直しをして、今の経済情勢、道路情勢、事情に合わせて別のルートを考えるか、そういう検討はされていますか。

まちづくり課長 都市計画決定してからかなりの年月がたっているのですが、これも経済情勢によって、その進捗は左右されるものでございます。法的に決定しておりますので、今も中島井ノ口線で進めておりますが、そういったことで今後の情勢等も見ながら着実に進めていきたいと思っております。

また、土地の制限等も加えているのですが、都市計画法の53条では一定の規模の建築も認めておるところでございますので、そのあたりご理解を得ながら、今後も進めていきたいと思っておりますし、今現在では大きな変更というところま

では考えておりません。事業実施にあたっての整合というんですが、そういったことの変更は今後も加えていきたいと思っております。

松岡秀人議員 できるだけ、できるように早急な考え方を求めておきます。

続きまして、この主要幹線道路についてお伺いいたします。

事業中の都市計画道路、中島井ノ口線ではありますが、役場周辺道路の渋滞緩和、雨水対策の推進、中心市街地の活性化など効果は非常に高く、住民の期待も大きいわけでありますので、以前から言っていますように、平成24年度末にはぜひとも開通せねばいけないと思っておりますが、その努力が必要と思っておりますが、その考え方、以前ちょっとお尋ねしたんですけれども、補助金が少なくなったのでちょっとおくれるかなというご答弁をいただいておりますが、その補助金の関係などもあわせて答弁を求めたいと思っております。

まちづくり課長 年次計画的に事業を進めるには安定的な財源の確保が重要なことであります。今年度は当初国からの事業ベースでの配分額は2,000万円と、要望額よりはるかに少ない額であり、今後の事業推進に大変苦慮いたしておりましたが、このたび9月24日付で国から平成22年度経済危機対応の地域活性化予備費からの補正でございますが、補正の内示がありまして、その事業費ベースでの額で申しますと、1億2,000万円の追加が認められております。今後この補正を活用しまして、事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

松岡秀人議員 その1億2,000万円の補助金の額が決定したということは、皆さんのご努力のおかげだと思っておりますので、できるだけ早く開始をするように求めておきます。

続きまして、現在この南田原地区では下水道工事が進められております。その中で、東大貫中島線では下水道幹線を夜間工事で進められ、下水道課の職員の方々には本当に夜間の現場対応には大変ご苦労されておると思っております。この場をかりて厚くお礼申し上げます。

仮舗装しながら工事を進めることから、どうしても多少の段差ができるため振動や騒音が発生し、苦情が寄せられておると思っております。この苦情等にどのような対応をとっておられるのか、安全管理を含めた面からも考え方をお尋ねしたいと思っております。ご答弁を求めます。

下水道課長 東大貫中島線におけます田原第3汚水幹線の工事は、夜間工事でまた片側通行を進めておまして、地域の皆さんに、特に工事現場周辺の住民の皆様、また中島区の皆様にはいろいろとご不便、またご協力をいただいております。下水道面整備におきます舗装の復旧自体は、仮復旧自体は1日ごとの工事した範囲、この範囲が復旧範囲となりますので、現実的には7月5日ごろから工事を着手したわけですが、1カ月半くらいの間は1日施工の距離が5メートル程度と非常に進捗が少なく、舗装の仮復旧がどうしても継ぎはぎになっているというような状況でございます。午後の9時から翌朝5時までの施工時間で進め、朝には舗装の状況を確認し、片側通行の制限を開放するわけですが、大型車の通行等でこぼこが生じることがありました。午前中に現地をパトロールし、ふぐあいや苦情については直ちに対応しております。ご理解いただきたいと思っております。

松岡秀人議員 早急な対応はありがたいとは思っておるんですけれども、やはりこう通ってみますと、どうしても波を打っていると、それはまあ大型の通行量いうんですか、交通量が多いからどうしてもがたがたなると思っておりますけれども、もし事故等が起きたらいけないので、できるだけ舗装は仮舗装でもきっちり平たんにしていただきたいなということを求めておきます。

続きまして、東大貫中島線と旧中道線との交差点で横断水路がありますが、以前から舗装面と水路の構造物に段差があり、特に大型車両が通過した際には大きな振動と騒音を発しております。附近の住民の方々から非常にたくさんの苦情が町内、私のほうに寄せられておりますが、この下水道工事の本復旧までにこの対策もぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますが、当局の考え方はどうですか。

まちづくり課長 今回の問題につきましては、関係の住民の方々からも直接苦情を聞いており、現地での状況も確認いたしております。附近の方々には振動と騒音で大変ご迷惑をおかけして申しわけなく思っております。現状は横断暗渠排水の構造物が道路縦断勾配の関係から、大型車両が通過する際に振動と騒音を発しております。今後、下水道課そして地元の水利管理者及び地元区と調整を図りながら、できる限り早く対策の工事を実施したいと考えております。よろしくお願いをいたします。

松岡秀人議員 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。現在まだ田原汚水幹線の下水の管渠工事もやっておられるので、それが完成すると同時ぐらいにぜひとも復旧のほうを強く求めておきます。

続きまして、福崎駅周辺整備について少しだけお尋ねしたいと思います。

この福崎駅周辺整備については、このたび全世帯を対象に日常の移動に関するアンケート調査を実施されておりますが、その中で福崎駅に関する設問がありません。私も関心を持ってアンケートの結果を待ちたいと思っておりますが、この駅前周辺整備の推進には、本年度に技監を先頭に推進室を立ち上げられ、やろうと決意された町長の意気込み、それにこたえる職員と職員の努力、気合い、誠意、研究心に支えられるものと思っております。今後、関係者への説明や交渉など、熱意と誠意が相手側にどのように伝わったのかが事業の推進に大きく影響を与えるものだろうと思っております。その実現に向けて福崎駅周辺整備室を技監を先頭に立ち引っ張ることの意気込みと、今後の取り組みについて技監のご所見をお伺いいたします。

技 監 福崎駅周辺整備につきましては、駅前周辺という場所は福崎町に限らず日本中どこの市町に、都市に行きましても、町の顔、町を代表する場所になっているかと思えます。福崎町の玄関口であります福崎駅の周辺につきましては、町の顔を果たしているか、また現実的な交通の状況、高校生の朝の通学時の状況等を考えますと、それらの状況からはほど遠い状態だと考えております。

過去から何度も、昭和50年代から市街地再開発の計画、また昭和56年には駅前広場の都市計画決定、それ以後も平成に入りましても、平成六、七年ごろから土地区画整理の計画と、いろいろ取り組まれてきましたけれども、すべて途中で放棄されたという状態で、現在に至ってしまっております。我が町で今、精力的に取り組んでおります下水事業も、ようやくめどがつかけてきましたので、次に町として推し進めていく目玉ということで、駅周辺整備、これを考えられたと思っております。今年度、周辺整備室も立ち上げました。

過去何度も計画をつくっては実現していなかったということについて、私なりに反省、考えてみましたところ、駅周辺整備で何々、どのようなことがあるかといいますと、駅前の広場の整理、駅へのアクセス道路、駅の全面に広がります密集市街地、駅舎の整備、バリアフリー化とかまたさらには西口の整備とか、いろいろなものが考えられると思えます。過去は面整備も含めて大々的にといいですか、区画整理でしたら非常に巨大な事業、50億近くかかるようなものに取り組もうということどうまくいってなかったというところがあります。今回の取り組みでももうまくいかなければ、もう本当に最後の機会かなと思っております。

何としてでも実現させたいと考えております。

そのために、それぞれの駅周辺で必要な整備内容、パーツに分けて、駅前広場とアクセス道路、これが現在最も現実的に皆さん困っておられるし、問題になっていると思われまので、これについて最優先で取り組んで行きたいと思っております。先ほど議員がおっしゃられました全戸調査の中に、駅の問いも入れていますが、それはこの動きの中の一環としてやらせてもらってるものです。あわせて、10月の中旬には駅の利用者を対象に、今度は利用者ですね、利用者を対象にアンケート調査と自動車の実態調査等を行います。それらの結果をもとに駅前としての必要な機能、どのようなものが求められているかというようなことの整理をいたしまして、できれば今年度中ぐらいに概略の何か漫画みたいなものまで描いていきたいと考えております。

来年度以降になりましたら、それらの絵をもとに関係機関とか住民の方と話し合いができるような取り組みをしていけたらと考えておりますので、よろしくお願いたします。

松岡秀人議員 技監の本当に積極的で前向きな考え方は理解できましたが、何せ本当にもう30年ぐらい時間も経過しておりますし、一体どうなっているんだと住民さんと思われると思います。先ほども言ったように、熱意と誠意をもって取り組んでもらいたいと思います。いろいろ難問は山積しておりますが、一つずつほどこいていけば向こう何年間か、10年かかるかもしれないですけど、目標年次というのをたてて、向こう5年間でやるという意気込みをもってぜひ取り組んでもらいたいことを求めておきます。

続きまして、福祉行政についてであります。

最初に、高齢者の安否確認等についてお伺いいたします。

ことしになって100歳以上の高齢者が既に死亡されているのに、家族が死亡届を出さずに生存しているようにして年金を受け取っている事件が多く発生しております。これは東京の足立区で111歳、戸籍上の方が白骨化というのがわかって、全国各地でそういう事例が判明したと伺っておりますが、現在、福崎町の100歳以上の高齢者の状況、そういう安否確認はどうなっておりますか。お尋ねいたします。

健康福祉課長 福崎町に住所のある100歳以上の方につきましては、9月現在で7名おられます。確認につきましては、介護保険と医療保険の最新の利用状況で確認をしております。介護保険を利用されていない方については、訪問して確認をしております。また、昨年12月からことしの8月までに5名の方が100歳になられておりますが、誕生日には町長が訪問し祝福をされております。

松岡秀人議員 それはなかなかきっちりした対応されておるとは思いますが、ちなみに最高年齢の方は現在福崎町、何歳の方ですか。

健康福祉課長 最高年齢の方は105歳でございます。

松岡秀人議員 男女別、女性か男性かと、地区名をできたらお願いいたします。

健康福祉課長 105歳の方は女性の方で、八千種地区の方でございます。

松岡秀人議員 100歳未満の高齢者の方についても安否確認や所在の確認が必要だと思いますが、状況はどうなっておりますか。

健康福祉課長 100歳未満の方についての、要援護高齢者につきましては、定期的に地域の民生委員さんに訪問をしていただいております。町でも月1回、70歳以上のひとり暮らしの方で希望者150人ぐらいに、地域の方に弁当を配達して安否確認をしていただいております。また8月には敬老祝賀会事業の委託金をお渡ししているわけですが、各自治会長さんに今年度は73歳以上の方を対象に住所の

確認もしていただいております。今現在では73歳以上で居所が不明な方というのはございません。

松岡秀人議員 それはよかったです。安心しております。今後確認漏れのないように求めておきます。

続きまして、年金の不正受給がないように今後も安否確認を重ねていただき、できるだけ確認いただきたいと思っています。それから、戸籍上100歳以上の生存高齢者のうち、住民票、附票がない方が福崎町で54人であると委員会での報告がありましたが、その実態はどうですか。間違いはないですか。

住民生活課長 福崎町に戸籍がある方で100歳以上は66人該当者がおられます。そのうち附票、住民票のない方については54人となっております。また120歳以上の方で新聞報道にもありましたが、36名存在をしております。年齢から考えて死亡されていると推測されております。

松岡秀人議員 そういう方は、なぜ戸籍が抹消されてなかったのか。

住民生活課長 考えられる理由といたしましては、震災の混乱時に死亡届が届かなかったり、また住所地の置かれてる市町村から戸籍のある市町村への死亡届の連絡がないことなどが考えられます。年金の不正受給の問題など、行政サービスの基本は住民票をもとに行っておりまして、戸籍は個人が相続そして身分事項に使用されるため、行政手続上影響が少ないということもあり、事務処理も後回しになったことも考えられます。

松岡秀人議員 住民基本台帳、住基ネットというのがあるから、それもせいぜい活用されて、そういうことがないようにできるだけ対応を求めておきます。今後そしたらこの戸籍についてはどのように考えられておりますか。

住民生活課長 平成22年9月6日付で法務省から120歳以上の高齢者で附票に住所の記載がない方につきましては消除してもよいというような通達がありましたので、法務局と調整を行い適切に事務処理を進めていきます。また、100歳以上の方についても同じく調査等を行い、適切に消除していくという方向でやっていきます。

松岡秀人議員 そしたら通達に沿って適正に処理をしていただきたいと思います。

ことしの夏は35度を超える本当に異常な猛暑、酷暑いうんですか、最近では煉暑という言葉もありますが、特に雨が降らなかつたりして熱中症で亡くなられた方が全国に約500人弱いらっしゃると、動物もこのごろでは草木も枯れていますが、ここにおられる方は皆さん熱中症にもかからず、往生もなさらないで元気で頑張っておられてありがたいと思っておりますが、姫路消防局が7、8月に熱中症で救急搬送した人数が、前年同比の約3倍の205人であったと新聞で見ました。福崎町ではこの夏に熱中症で緊急救急搬送された方がおられたのか、また、その年齢やその状態の程度がわかりましたら、答弁をお願いいたします。

健康福祉課長 中播消防署に確認した情報でございますが、6月から9月10日までで、町内で熱中症での救急搬送は4件と聞いております。年齢層は10代が1名で軽症、50代が3名で軽症2名、入院が1名と聞いております。死亡等は聞いておりません。

松岡秀人議員 亡くなられた方がおられないというのは不幸中の幸いというのか、福崎町は熱中症であっても住みよい、安心して住める明るい町でありますから、死亡者がなかってよかったと思います。ことしの夏は高齢者が熱中症にかかれて救急搬送されたような事態が多かったんですけども、そういう予防の広報などはどのようにされておりましたか。

健康福祉課長 広報でございますが、6月号で子どもの熱中症について注意喚起の情報を掲載いたしました。高齢者等につきましては、地域等介護予防教室等を通じまして、

暑さを避けたり、こまめに水分また塩分の補給、扇風機やクーラーの利用等について声かけをしております。

松岡秀人議員 今はまだ本当にちょっと涼しくなりましたが、今後もこういうときには情報提供には努めていただきたいと思います。

次に、生活保護について少しお尋ねしたいと思います。

これは9月23日付の神戸新聞であります。全国で生活保護を受給している人が6月時点で190万7,176人に上ることが厚生労働省の集計でわかったと、190万人を超えたのは戦後の混乱の余波で受給者が多かった1955年度以来と、つまりリーマン・ショックとか景気の低迷の影響で2008年以降はほぼ毎月前月より1万人以上ふえているというふうな傾向が続いているらしいです。ちなみに兵庫県では9万5,000人だそうです。

ところで現在福崎町では、生活保護世帯は何世帯ですか。景気の低迷が続いておったり、リストラ等もあつたりしているので、ふえ続けているとは思いますが、そこでまた高齢の方も多いのでしょうか、どうですか。

健康福祉課長 生活保護世帯につきましては、9月現在で73世帯、人数は115人でございます。高齢者で60歳以上の世帯につきましては、37世帯、約2分の1です。平成20年4月と比較しますと、12世帯増加しております。

松岡秀人議員 生活保護の事務手続は、どういう手続が必要なんですか。

健康福祉課長 生活保護の事務手続につきましては、福祉事務所が管轄をすることになっておりまして、町では福祉事務所はございませんので、中播磨健康福祉事務所の管轄となります。保護の決定につきましても福祉事務所が行いまして、保護費も兵庫県の予算で賄われております。町では主に相談窓口、また申請等の事務ということと、毎月の保護費の支給等を行っております。

松岡秀人議員 例えば高齢者の方で、生活保護を受けずにわずかな年金で生活されている方も多いと思いますが、生活保護の認定基準や保護費の支給額の基準は、いろんな経済情勢とかいろんな家族構成によって違ってはおりますが、どのようになっておりますか、またどういう課題がありますか。

健康福祉課長 生活保護費法の認定に当たりましては、県の職員と町の職員で本人と面接を行いまして、預金や財産、収入、健康状況や家族構成等を調査して判定をしております。保護費につきましては年齢や家族構成、また障害やその程度、母子家庭等によりまして国によって定められている基準額というのをもとに決定をされております。基本的な例を挙げますと、65歳でひとり暮らしの高齢者の場合の基準額、生活費の基準額としましては、月額6万1,640円でございます。それ以下の収入であれば、収入との差額が生活扶助費として支給することにはなりません。ほかには借家の場合には一定額の住宅扶助というものも追加をされます。課題というものではないんですけども、例えば50代でリストラをされますと、健康状態にもよりますが労働できる稼働年齢ではあるのですが、再就職がなく収入がないと、また高齢者でも年金を掛けていなくて全く収入がないと、また子どもからの援助が全くないといったさまざまな内容の相談もございます。また生活保護世帯の生活指導に苦慮する場合があります。

松岡秀人議員 生活保護受給者には現在冬季には暖房費がかさむときには加算が設けられておると聞いておりますが、夏季、夏、特にことしのように猛暑、酷暑のときにはそういう制度がないと思っておりますが、こういう特に夏にはそういうものも夏季手当というんですか、そういうのも必要ではないかと思うんですけれども、どうふうにお考えですか。

健康福祉課長 冬季はございます。夏季については今現在ございません。新聞でもちょっと見

たんですが、ことしの猛暑も加えて来年から検討を加えていきたいというような厚生労働省のほうはそういった検討はされるのではないかと考えております。

松岡秀人議員 国のほうでもそういうふうに生活保護で冬だけ手当あって、夏の猛暑には手当がないという、こういう差があるような施策もいかがかなと聞いておりますが、この生活保護を受ける前に就労支援というんですか、そういうことも町としてはどういうふうに考えられておりますか。

健康福祉課長 保護の相談に来られますと、ハローワークとかそういったところへの紹介をしまして、そこでリストラに遭われた方についてはそういった対応策を指導していただくということにしております。

松岡秀人議員 今後もそういう相談が多くなるのが予想されますが、仕事がないような方でも本当に生活に困窮され、必要とされている方には必要な支援をぜひお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は保健衛生についてですが、この狂犬病予防注射の実態についてということで、狂犬病予防法によると生後91日以上の子犬には登録と狂犬病予防注射の義務付がされていますが、福崎町では狂犬病予防について21年度決算報告書によると畜犬の新規登録件数は110頭で狂犬病予防注射件数が1,216頭とのことですが、現在畜犬の登録件数は何頭ぐらいですか。

住民生活課長 平成22年の3月末現在では1,718頭の登録件数となっております。

松岡秀人議員 その登録の注射に、予防注射にかかる費用は幾らぐらいですか。

住民生活課長 福崎町の手数料条例により登録手数料が3,000円、注射済票の手数料が550円かかります。そして集合注射代として2,650円、それについては姫路獣医師会との覚書により設定をいたしております。

松岡秀人議員 例えば犬の登録をしておられない方とか、狂犬病の予防注射をされていない方への指導はどのようになされておりますか。

住民生活課長 狂犬病の予防注射をしていない方につきましては、はがきで催告書を送付し、注射を促していただいております。また、未登録の方への周知としては、広報と隣保回覧等で啓発を行っておるといったような状況でございます。

松岡秀人議員 狂犬病というのはほとんどないとは思いますが、できるだけ予防注射漏れがないように求めている、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上で、松岡秀人君の一般質問を終わります。

次に、2番目の通告者は牛尾雅一君であります。

1. 防犯活動について
2. 福崎町の伝統文化について
3. 福崎町先人の偉業について
4. 前回質問その後について

以上、牛尾議員どうぞ。

牛尾雅一議員 議席番号2番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただき、質問をさせていただきます。

まず、1点目の防犯活動についてですが、防犯とは犯罪を未然に防止することで、その人の命、体、心と財産、すなわちその人の人生を守ることと言われております。私たちが子どものころは何の不安もなく夏の夜などは戸締まりもせず窓もあけっ放しで蚊帳をつり寝ておりました。そのころも犯罪がなかったわけではないのですけれども、現在と比べて限られた件数であり、ある意味田舎ということもあり、そのような生活ができたのではと聞いております。そのころから四、五十年の時が経過し、今日の状況を全国的に見てみますと、近年いろんな犯罪が多

発し、マスコミ等で報じられています。当福崎町においてもいろんな犯罪が多発しています。約半世紀の間になぜこのような日本社会になってしまったのか、その点について教育長さんのお考えをお尋ねいたします。

教 育 長 日本社会全体のことについて答弁をするのは心苦しいので、私の思いという形で答えさせていただきたいと思います。

私は最大の犯罪は戦争だと思っております。最近の犯罪は虐待や振込詐欺、インターネット犯罪等の新しい手口で小さな子どもたちや女性、高齢者などの社会的弱者が犯罪に巻き込まれているケースが増加しているように感じ、心を痛めています。

中には、理由なき犯罪と呼ばれる理解不能なものから、自由、平等、権利等のはき違いや人の命や財産の軽視化、価値観の多様化、自分さえよければよいといった無関心層の増加等高度経済社会を経ての物的な裕福さから心情の貧しさを痛感しております。

犯罪が多発する要因としては日本に限ったことではないと思いますが、政治や経済の不安定さに起因しているところが多いのではないかと思います。また、社会的要因として人口が多い地域で人と人との結びつきが希薄になったり、劣悪な生活環境の問題、不況や離婚等の経済的、環境的、人的要因等によるものと考えています。

牛尾雅一議員 教育長さんにご見識の高いお考えを示していただき、ありがとうございます。

私は不肖ですが私なりに考えますところは、国全体が経済発展を最重点に考え行動をとり、経済大国と言われるほどに成長しましたが、以前よりあった、貧しくとも助け合い、皆が幸せになるといったような考え方よりも、他の人よりまず自分が豊かになりたいという自己中心的な考え方の世相が今日の社会に影響を及ぼしているのではないかと考えております。ただいま、教育長さんにお考えを教えてください、これより後の日本社会といたしますか、福崎町においてでもですが、犯罪なり社会通念上よろしくないいろんな問題が少しでもなくなるためにはどのようにすべきと考えておられるのか、引き続きですが教育長さんのお考えをお尋ねいたします。

教 育 長 私はまず、より安定した政治経済社会を継続していただくことと思います。次に、共生共存社会を構築されるために全国民が法の遵守と道徳的実践を高揚させることだと思います。三つ子の魂百までと言いますように、小さいころから家庭で、学校で、地域社会で、しっかり正しい教育を積み重ねていくことだと思います。さらに、自分たちの町は自分たちで守る、公助、共助、自助の精神を保つことだと思います。犯罪のない、安全・安心のまちづくりに向けて、意識づくり、地域づくり、環境づくりが重要になってくると思います。マザーテレサのこんな言葉があります。「私のしていることは大海の一滴にすぎない。けれど大海はその一滴一滴の集まりである。」町民各位のご理解と努力、ご協力を願わずにはられません。

牛尾雅一議員 大変いいお話を教えて、不肖私、牛尾雅一でございますが、教育長さんと同じ思いと言ってもいいんですが、私の行動でも、そのようにわずかでもできるように努力したいと思います。

次に、議会中継を文化センター、八千種研修センター、役場のロビーなどのテレビのモニターで今回初めて見ていただいている方々もおられると思いますので、前回お聞きしたと少し重複するところがあると思いますが、よろしく願いいたします。

ことしに入り福崎町において、福崎、田原、八千種といたしますか、地区別で見

るとき、いろんな犯罪の割合はこの地区別でどのような数字になっているのか、住民課長さんにお尋ねいたします。

住民生活課長 平成22年6月議会におきまして牛尾議員の質問の中で、空き巣、車上ねらいの地区別発生状況等で報告をさせていただいておりますのは、空き巣につきましては福崎町で4月末現在という形で報告させていただいておりますが、13件、昨年中の1年間では4件だったということで、発生地区につきましては大貫、八千種で約90%という報告をさせていただいております。また、車上ねらいにつきましては、4月末現在で4件、昨年中の1年間では33件と、発生地区につきましてはライフ、ボンマルシェで約90%以上ということで、保育園等の送迎で車を離れた際ということで報告をさせていただいております。

牛尾雅一議員 今お聞きしました大貫、八千種地区が特に件数として多いのですが、その原因はどこにあるとお考えになりますか。

住民生活課長 これも警察に聞いたことですが、空き巣に入られやすいと考えられるのが、夕方家で暗い家、家に電気がついてない、無人を確認しやすい家を物色し、ガラスを破り施錠を外して侵入して現金だけを盗むというようなことで、警察から聞いております。また、車上ねらいにつきましては、車外からかばん等の貴重品が見えると、窓ガラスを割り、かばんごと盗むというように聞いております。対策といたしましては、家の見通しをよくすること、窓ガラスを防犯ガラスやら防犯フィルムを貼ると、施錠については施錠付のクレセント錠にかえると、または補助錠で取りつけるというような対策も考えられます。

牛尾雅一議員 私なりに犯罪を犯す人の行動、状況などを調べてみました。それにより、防犯について考えてみました。防犯には家屋に侵入してくる犯罪者に対して予防をしたり、危害を加えられそうになったときに抵抗するための用具を携帯する受動的防犯と、地域を巡回したりして犯罪の芽を摘み、犯行を未然に防ぐ能動的防犯があるとされておりまして。

まず、受動的防犯ということで考えてみますと、警察が捕まえた泥棒から聞いた、泥棒がその家をねらう理由というものによりまして、今、課長さんが言われましたように、1番目に入りやすく逃げやすい、2番目として怪しまれにくく捕まりにくい、3番目、人通りがなく人目につきにくいなどという条件の家を入念に下見して、絶対に捕まらないという安全性を確認して犯行を行うとあります。そのほかに防犯意識が薄く、近所との関係が希薄であるような家をねらうとあります。この4番目のことは防犯に対する意識の啓蒙などにより、私は改善されることと思っております。そういう意味から、空き巣などの被害があったときは、防災無線で注意を呼びかける放送をさせていただいておりますが、ことしに入ってから今お聞きすると、大貫、八千種地区で空き巣などのいろんな被害が多発しているということです。たびたび放送していただくことはいろんな意味から無理ですし、余りその犯罪が多く発生する町というイメージをみんなに思われるのも大変ですので、そうかといって常にその注意を呼びかける意味からも、特に多く発生している地域は何らかの対策の必要があると思っておりますので、例えば文面をよく考えていただいて、被害の発生している人には有効な意味、外部の人には余りこのその用心の悪い町というようなイメージを与えないような文言を考えていただきまして、そういう地区にはちょっと立て看板なんかの設置というものは考えられませんか。

住民生活課長 防犯につきましては現在、防犯指導委員会等によって防犯キャンペーンでのビラ配りとか防犯パトロール、また広報車による広報活動を実施いたしております。住民に対しての防犯意識の高揚、啓発を行っております。自分の身は自分で守る

という住民一人一人の防犯意識を高めることが一番の防犯対策と考えますので、啓発看板等の設置については今現在のところ考えておりません。

牛尾雅一議員 今、課長さんが言われましたように、個人が気をつけなければいけないということはよくわかりますが、そういう被害がずっと発生するところの人に対しては、何らかの有効な対策を考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

同じく八千種地区のことですが、東中生が下校する、登校時もそうですが、登校するときと下校のときの八千種の庄村の墓があるところなんですけれども、それと大門の桜池の周辺のところですが、不審者、痴漢がよく出没するところで、毎年のように何件か発生しております。そういうところに対しても看板をとお願いしようと思うんですが、よく考えていただいて、そういう看板を立てると、迷惑と思われる方もいらっしゃると思いますけれども、文面をよく考えていただき、そういう不審者、痴漢が近寄れないような、そういう看板なりの対策を考えていただきたいですが、住民課長さんはその辺いかがでしょう。

住民生活課長 現在大門から庄の通学路間の防犯灯につきましては、青色灯ということで変更を随時いたしております。科学的根拠はありませんが、青色球は人の精神を落ちつかせるという効果があると言われており、青色球にかえた地点での不審者とか変質者情報は現在のところ聞いておりません。今後は当該通学路については順次その青色灯の防犯灯に変更していきたいと考えております。啓発看板については不審者、痴漢等の啓発看板は設置をいたしていきます。

牛尾雅一議員 よろしく願いいたします。

それで、こういう話ばかりで申しわけないんですが、先ほど課長さんがそこのお墓のところ看板とかそういう注意をするような対策をとっていただきますと、今度はそのそれより南にずっと下校するとき、生徒が南にずっとこう進んでいって、県道溝口北条線と交わる交差点のところというのは、ちょうど交差点の横に車を駐車できる空き地があって、冬場は下校するとき薄暗くなりますし、また車に連れ込まれるということもあっては困りますので、道路のちょうど真ん中に埋め込み式で赤い回転ランプ、というこのランプというのは今大門地区の村の中の県道から文珠荘行く道路と、田尻の駐在所から大貫へ抜ける道路が交差する交差点の真ん中に、ちょうど道路の真ん中に埋め込み式というんですか、埋め込まれておまして、ソーラーというんですか、何かそういうなんで一日じゅう、昼は赤く点滅してるのですが、薄いんですが、夕方になりますとすごく赤が鮮明に映し出されて、注意する、注意を呼びかけるという意味が大変あると思うんです。そのランプの設置をお願いできれば、不審者対策にも、また交通安全の面からも大変意味があることじゃないかと考えておるんですが、その辺のところどのようにお考えになるか教えていただけませんか。

住民生活課長 この交差点につきましては、東西と真南北の方向の中心がずれておる交差点になります。本来交差点の中心に交差点のびょう、点滅びょうを設置すると決まっておるため、福崎警察からは交差点びょうの点滅びょうについては困難と聞いております。

牛尾雅一議員 いろいろ制約があると思うのですが、またいい方法を考えていただいて、設置に向けてお願いしたいと思います。

次に、子どもをねらった犯罪も多発しております。子どもが名前を呼ばれたりしますと、知らない人じゃないのだなという感覚で気を許すと聞いております。外部の人に子どもの、生徒の帰りなんか、子どもの名前を知られないというんですか、そういうための工夫というのは、学校としてされているのかという件を

お尋ねいたします。

学校教育課長 子どもの名前等を知られないための学校での工夫ですけれども、二つの視点で取り組みを進めております。一つは名簿などの個人情報情報を外部の方に知られないように、配付文書とかパソコン上のデータ管理等について気を配っております。また、もう一方では、外部の人を少なくするという観点で取り組みを進めております。今、各小学校において、子どもの見守り活動、ヘルパー組織等をしていただいている、子どもとの知り合う機会、子どもとのふれあいを通して子どもを知っていただく、そうすることによって外部の知らない方が少なくなるといったような観点での取り組みを進めさせていただいております。

牛尾雅一議員 わかりました。またその知らない人について学校では特に注意をするような教育というんですか、教えていただいていると思いますけれども、犯罪にあわないために実際にどのように指導をしていただいているのかをお尋ねいたします。

学校教育課長 犯罪にあわないための学校での取り組みといたしましては、子どもが興味関心を持つようにいたしまして、ご存じかと思っておりますけど、「いかのおすし」といったような方法で指導の機会をとらえて行っております。

「いかのおすし」とは、知らない人について「いか」ない。知らない人の車に「の」らない。助けてと「お」大声を出す。連れて行かれそうになったら「す」すぐに逃げる。何かあったら近くの大人に「し」らせる。こういった取り組みを授業等の機会をとらえて行っております。それとあわせて集団下校や複数下校、子ども110番の家を知る、そして防犯ブザーの携帯、そういったことを学校としては取り組みをして、機会あるごとに指導をしているところでございます。

牛尾雅一議員 そうするともしも、あつてはいけないことですが、実際にそういう犯罪にあったときはどうするのかということは教えていただいておりますか。

学校教育課長 実際犯罪にあったときの場合でございますけれども、先ほど申し上げましたように、大声を出す、また近くの人に助けを求める。そういった形で以前もキャップ教育というんですか、そういった中でみずからの身はみずからで守るといったような教育を日々の教育活動の中で実践をしているところでございます。

牛尾雅一議員 今、課長が言われましたように、私も防犯ブザーを鳴らし、大声を出してすぐに逃げるのが一番と思っておりますけれども、腕などをつかまれたときは逃げられませんが、その向こうずねを思いっきり何とか蹴るとか、またほとんど相手は男性と思っておりますので、ちょっと蹴ればよく効くというようなところを何とか、ちょっと過激と思われるかもしれませんが、そういうこともある程度ちょっと教えていただくとくのが必要じゃないかと思っております。

学校教育課長 今言われたようなことも必要だと思います。ただ、不審の方に呼びとめられない、また距離を置いて不審者の方と接すると、そういった事前に手をつかまれられないような自己防衛の、そういった取り組みも必要であるかと思っております。それが先ほど申し上げましたキャップ教育ですか、その取り組みを各学校でしているところでございます。

牛尾雅一議員 よろしくお願ひいたします。

次に、前回の6月議会で富田議員さんが一般質問で、子どもたちの安全のために防犯ブザーの携帯を1年生のときに全員、またずっと6年生まで持っていることを尋ねられておりましたけれども、なんか電池切れとか、また壊れてしまつて使えない子どもも何人かいるみたいなので、万一のときに使えなくては困りますので、全員が使える状態というものを持っているというふうに指導していただきたいと思います。その防犯ブザーですけれども、私は考えるのに、子どもは不審者などに出くわしたとき、子どもにもよるんですけれども、ショックで声

が出ないという子どもさんもいらっしゃると思いますので、ブザーとその助けてとかいう音声の併用した、音声の入った防犯ブザーというものがあればなと思うんですが、そういうものはあるのですか、お尋ねいたします。

学校教育課長 音声を備えた防犯ブザーはあると聞いております。

牛尾雅一議員 それのほうがよりいいと思うんですが、金額的に相当高いようなものですか。

学校教育課長 金額までは承知しておりませんが、通常のブザーよりも高額になると考えます。

牛尾雅一議員 むちゃくちゃに高くなければ、父兄の方が半分持たれるとかいうような格好でそのようになればと思いますが、また研究していただきたいと思います。よろしくお尋ねいたします。

次に、地域を巡回したりして犯罪の芽を摘み犯行を未然に防ぐ能動的防犯ということで、町には青色の回転灯を装備した公用車が何台かありますが、学校支援のボランティア組織のような団体により貸し出しの希望があれば貸し出していただけるものなのか、といいますのは、下校時などの立ち番での見回りと並行して校区内を青パトで啓蒙活動も含めてパトロールすることで、より活動の幅が広がって効果が増すと考えています。そのことについてのお考えをお尋ねいたします。

住民生活課長 現在公用車の青パトロール車については、回転灯の装着車として当然車検証を変更する必要がございます。補導委員会また防犯指導委員会、町の関係者、町内の各小・中学校の教職員を運転者として福崎警察署への届け出をして、運行をしているような状況でございます。また、公用車につきましては、活動しない場合でも通常の職員の公用車として利用されているため、他の団体の貸し出し等については困難と考えます。地域での団体であれば、今そういう申し上げました手続をすれば、青パトとして活動ができますので、地域で取り組んでいただければ、お願いをしたいと思います。

牛尾雅一議員 警察により昼夜を問わずパトロールをずっとしていただいて、私もよく町内を車で運転してみましたら、ずっと出会うのですが、一向にその空き巣などの被害が治まりませんので、地域でも青パトなどを利用して回ると、そういうことが空き巣とかそういう犯罪を犯そうと思ってる人に、ああこの地域ではもうできないということを示すという意味から、いろんな課題はあると思いますが、また個人でその車を青パトにするというのなかなかちょっとあれなんで、公用車ということでいろんな問題はあると思うんですが、月に1回とか2回とかでも、また貸していただければいいなと考えております。

そして、いろいろ地域で活動してもらっていて、学校支援とかいろいろなボランティア活動でしていただいているということで、頭が下がる思いですが、ボランティア活動をしていただくということですが、皆さんの時間的、また日数とかに限りがありますし、常にその目を光らすというようなことは不可能なことです。郵便局さんとか、宅配便の事業所さんが配達されるときに注意をして見守っていただけるということに対する協定なり、協力の依頼とかいうことは考えられないか、お尋ねいたします。

住民生活課長 今言われました郵便局とか、そういった方、常時こう昼間回られておりますので、そういったところも関係機関といろいろ協議をして、防犯活動につながるように取り組んでいきたいと考えております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。前向きに考えていただきたいと思います。

私はお互いの思いやりと助け合いの心で結ばれた地域連帯のきずなが犯罪からの被害を防ぎ、また安全と安心のまちづくりのために、またひとり暮らしの高齢者の方をはじめ、すべての地域住民の方々が安心して暮らせる住みよい地域社会

の実現のために最も大事なことと考えております。以上で1番目の防犯活動についての質問を終わらせていただきます。

議 長 ただいま、牛尾雅一君の質問中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

先ほど牛尾議員のほうから質問に対して答弁の補足の申し出がございますので、発言の許可をいたします。

住民生活課長 先ほどの郵便局との関係の補足ということで、協定につきましては町民生活に係る情報に関する覚書、これを平成13年9月28日に覚書を結んでおります。

内容等については不法投棄に関すること、道路損壊等の報告の形ということと、後警察との関係では、老人の行方不明者の情報提供、そして郵便局の配達員の配送の入れるところには、子どもを見守るポストマンというシールが貼ってございます。これは福崎警察署と防犯協会が広報を依頼という形で、防犯活動についてもいろいろ郵便局のほうは協力を願っておるということで補足をさせていただきたいと思っております。

牛尾雅一議員 どうもありがとうございました。

それでは、2番目の福崎町の伝統文化についてということでお尋ねしたいと思います。

いよいよ大庄屋三木家の改修工事が始まるわけですが、福崎町には国や県、また町の指定文化財以外にも貴重な文化財とか言い伝えられたいろいろなことがあるのではないかと考えております。例えば役場より二、三百メートル西にあります吉田の方々が毎月17日にお参りになる安徳寺は、その昔、安徳天皇が訪れたとされ、その名がついたと言われており、安徳天皇が目を患っておられて安徳寺より50メートルほど東にある桶川の井戸の水で目を洗われたという言い伝えがあるそうです。その桶川の井戸の水は死に水と呼ばれ重い病人の方が飲めば快方へ向かう、また万一亡くなっても極楽へ行けるありがたい水ということで以前は遠方から多くの方々がその水を汲みに来られていたそうでございます。また、大門地区にはピワクビ古墳などもあります。そのような町内の方々にして余り知られていない文化財とか言い伝わったものが過去の長い歴史の中で地域の方々が守り、また伝えてこられて来たものばかりです。現在も各地域にはたくさんの文化財があります。これは日本人には昔からものを大事にするという習慣があったからだと思っております。

しかしながら最近では時代の変化とともに、そのような心が薄れているように思います。ほっておくと文化財への認識が薄れ、どんどんなくなってしまうのではないかと危惧しております。そこで、町として守っていく必要があるのではないかと考えますが、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

社会教育課長 お答えさせていただきます。議員さんがご指摘のとおり、県や町の指定文化財以外にも町内にはたくさんの文化財がありますし、町としてそういったものを把握していないものも多々あるのではないかと考えます。それは議員さんが言われたとおり、地域の人が大事に守って今の私たちに伝えていただける貴重な文化財でございます。

しかしながら町としてそれをすべて把握して、町が守っていくというのには限

界があると考えております。教育委員会では、各自治会から文化財協力委員を推薦いただきまして、歴史民俗資料館等で実施をいたします各種講座や事業にご参加をいただきまして、文化財関係の地域のリーダーとして文化財の保護啓発や、その調査に当たっていただいているところでございます。

このように地域の人々がみずから文化財保護の意識を持っていただくこと、これが文化財を後世に伝えていく最良の手段というふうには考えております。

牛尾雅一議員 ただいま答弁いただきましたように、私も福崎町にあるたくさんの文化財を地域の人々みずからが守り、伝えていくという心といいますか、気持ちが大切なことだと考えております。地域の大人の方々が機会あるたびに地域の子どもたちに、地域の古くから言い伝えのあることや伝統文化を教えていただくことは、継承するという意味からも、またお年寄りから子どもまでの世代を超えた交流のためにぜひ必要なことであると考えております。同時に、福崎町のすばらしい自然、名勝、史跡などを再認識して、近年町外から福崎町に居住されて福崎町のすばらしい自然とかいろいろないいところをご存じない大人の方々はもちろん、これから大きく成長していく子どもたちに機会あるたびにそれらに触れ、親しんでもらうことで自分たちのふるさとという気持ちが芽生え、そして育っていくと考えております。

それと近年ますます盛り上がりを見せていますけんらん豪華な屋台での秋まつりは、男女すべての年齢の方々が参加でき、最も大切な文化財かもしれません。子どもたちは大人になり、日本はもとより世界で活躍するようになって、生まれ育った福崎町が懐かしく、仕事が一段落するとか一定の年齢になったら福崎に帰って住みたいと思ってもらえるようになるのは、どのようなことが大切かと考えておられるのか、教育長さんをお願いいたします。

教 育 長 私は福崎町第4次総合計画に作成されている「活力にあふれ、風格のある、住みよいまちづくり」にあると思います。そのためにもだれもが安全・安心のまちづくりに取り組み、子どもたちが豊かな自然や環境の中で成長し、この町に生まれてよかった、この町に住んでよかったと言える文化的で日々の生活にも便利であり、自然、人、産業、交通の調和のとれた町であること、さらに祖先や先人の知恵や功績を理解し、みずからの体験活動を通して我が町の歴史と伝統や文化、産業に自信と誇り、愛着を持った子どもを育て、心にしみる福崎町でなければならぬと思います。若者にはふるさとを遠きにありて思うものから、志を果たしていつの日にか帰らん福崎町であってほしいと強く願っております。

牛尾雅一議員 すばらしいお考えで感服いたしております。今、教育長さんが述べられましたように、ぜひそのようになればいいなと思っております。私は文部省唱歌の一つであります「ふるさと」という歌の歌詞が大好きですが、今ちょっと教育長さんも言っていましたので、1番と3番の歌詞をちょっと朗読させていただきます。

まず1番、「ウサギ追いしかの山 小鮒釣りしかの川 夢は今もめぐりて 忘れがたきふるさと」「志を果たして いつの日か帰らん 山は青きふるさと 水は清きふるさと」この歌詞はふるさと、すなわち生まれ育った山や川を大切にしている歌詞だと、非常に気に入っております。この歌詞に出てくるような自然いっぱい豊かな山や川を取り戻せたら、どれほどいいなと考えておりますが、若い人たちにもそういった感覚でまた接していただきたいと思うんですが、そのような美しい山や川を取り戻すというのは大変難しいことと思いますが、町長さんにどのようにすればそのようにできるのかという名案を教えてくださいたいと思います。

町 長 もう教育長さんが格調高く答えられましたので、それにつけ加えるということはないわけでありすけれども、実はことし例年になく行政懇談会というのを開かせてもらっているわけでございます。なぜ行政懇談会を開くのかということ、各集落に行って私が二つの点をお願いをしていることで、お答えをさせていただきたいと思うんですけれども、その一つは気象が非常に複雑になってきたということでもあります。そうなりますと、自分の体は自分で守るということ、そして隣近所で助け合ってもらおうということをしっかりと自助共助を、しっかりと進めていただきたいという思いがあると伝えていきます。

もう一つは、経済危機が非常に押し寄せてまいりまして、国、県、町の財政が非常に厳しい状況にあるわけでありす。そんな中にありましては、町民の皆さんがそうした意識をしっかり持っていて、福崎町にあるすべての資源、それを100%活用するということが、乗り切る必要があるのではないかと考えているわけです。

それでは各集落にある宝とは何か、福崎町にある宝とは何かということですが、まずそこに住む人が宝であります。この人が、柳田さんの言われるように、ほんのちょっとした気持ちでもいいから、すばらしい町につくり上げていこうと思う人が、1人でも2人でもふえれば、その町はよくなると、言っておられるわけですから、そんな人にお互いになろうではありませんかということが一つの呼びかけです。

もう一つは、各地域には必ず美しい自然、山があり川があります。そして人間がつくり上げた文化遺産、神社仏閣や古墳、いろいろなもの、文化遺産が残されているわけでございます。そして町には、その集落にはその集落の歴史があるわけでありまして、そうした歴史や文化遺産をしっかりと掘り起こして、他にない宝物をその地区その地区でつくり上げていただくということが、より美しい福崎町になる礎ではないでしょうかと、このように思っているわけでございます。

そうした形で昨年度は元気再生事業でもちむぎのああいっただの取り組みましたし、今は歴史の探検隊でありますとか、いろいろな形で学校でも歴史民俗資料館でもそういった文化活動がとり行われているわけです。そうしたことに啓発されたかと思えますけれども、今集落で村史といいますか、各部落の部落史をつくり上げようということで、講座に参加してくださる方々もあるわけでありまして、その地区その地区で自分たちのお宮を大切に、お寺を大切に、歴史を大切にしようという気運を盛り上げ、それがさらに大きく育っていく、そんな町であってほしい、このように思っております。

牛尾雅一議員 もう後何も言えなくなりました。私は、町長さんのすばらしいあれでして、もう感服するんですが、子どもたち、僕らが小さいころは学校から帰ってきますと家の裏のちょっと、最近よく里山というような言葉で言われる、ちょっと山の頂というんでしょうか、そこらのところに柿の木があったりとか、ちょっとその水たまりというのか沼みたいなところがあったりのところで、よく遊んだりしておりました。たまには柿とか栗とかもちょっといただいたりしたのですが、今は子どもたちはそういうところがないので、ないというんですか、もう学校から帰ってきて、今1人で遊びに行くというのも何ですけども、四、五人集まっていくようにすれば安全ということもかなえられますし、そういうちょっと、民家の裏側、村の中というんですか、里山という形態の場所を、町内至るところにまたそういうような子どもたちが外で安心して遊べるというんですか、そういうところをぜひつくっていただきたいと思います。その村によって、いろいろな土地形状が違いますが、そういうことをぜひ検討していただいて、子どもたちの

自然に親しむ場所をぜひつくっていただきたいと思います。そしてそのような取り組みをしていただくということは、心豊かに暮らせる福崎町ということを示して、現時点での人口増そして将来に向けて、また福崎町に日本、また世界で活躍しておっても、ある年齢がくれば帰ってまた住みたいということで帰っていただけるということは、すなわちこれから先の空き家対策というんですか、もう都会に出られてもうずっとそのままになるということもなくなり、将来の福崎町の人口増にもつながりますので、そうすることがいつまでも活気ある福崎町であるために欠かせないことと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3番目の福崎町の先人の偉業についてですが、ちょっと都合により次回以降に質問をさせていただきます。

そしてその前回質問その後というのに関してということで、山崎の直谷から流れ出す直谷川を山崎地区で分水して川端川に流して直接市川へ流すことを県の指導も得て、さらに検討を加えてまいりたいと考えていますという答弁をいただきましたが、その後検討していただきどのようなことになっておるのか、お尋ねいたします。

下水道課長 市川の右岸地域の雨水対策については、所管の委員会でも方向性を報告させていただいたところです。川端川を公共下水道の雨水事業として実施するには、事業認可を受けることが必要となります。今後この事務手続に向けて県のほうと調整を進めてまいりたいと考えております。

また、地元関係自治会には、下水道事業における雨水対策の方向性を説明するとともに、今後の協力をお願いしてございます。

牛尾雅一議員 よろしくお願ひいたします。ここ最近の気候変動というものが、以前の経験則を超えたもので、考えられないようなことが起こりますので、今事業認可に向けての計画をしていただいているみたいですので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

次に、ことしの夏は雨が全く降らずに、地面はからからの状態でした。そういうときは考えなくてもいいことですが、雨がきのうも降りましたが、春とか秋にはよく降るということで、また考えてしまったのですが、福崎東中学校のグラウンドの排水が悪い状況については認識をされ、また抜本的な雨水排水対策が改善策としては必要であるのとらえていますとの答弁を前回いただきましたが、どのような改善策を考えていただけたのか、お尋ねいたします。

学校教育課長 前回質問を受けまして、その後の具体的な対応策については、まだ現在対策を検討しているところでございます。ただ、今年度テニスコートにつきましてはラインテープのはりかえを行うなど、教育に支障のないような形での配慮はいたしております。また、春日ふれあい広場のテニスコートの整備もしていただきましたので、東中学校のテニス部は9月からそちらのほうでの練習もさせていただいております。また、このたびの耐震改修工事にあわせまして、体育館のアーリーナの床面の全面改修を行いまして、教育環境も整備されましたので、今後各部活との関係もございませうけれども、効率的な利用をしていけたらということで考えております。

牛尾雅一議員 今お聞きしているような整備をしていただき、大変ありがたいことだと思っております。またそのグラウンドについてもぜひ考えていただき、改善していただけるようよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 以上で、牛尾雅一君の一般質問を終わります。

次は、3番目の通告者は釜坂道弘君であります。

1. 都市計画道路大門西治線交差点改良工事について
2. 個人情報保護条例について
3. 次世代育成事業について

以上、釜坂議員どうぞ。

釜坂道弘議員 議席番号4番、釜坂道弘です。ただいま議長から紹介いただきました内容について、お尋ねをしていきたいと思っております。

まず1点目ですけれども、都市計画道路大門西治線の交差点改良工事について、これについてご質問をさせていただきたいと思っております。

この件は、昨年9月の議会でも一般質問をさせていただいております。そのときは町道中島井ノ口線との関係、工事の関係、完成の時期についてお尋ねしたわけですけれども、町道中島井ノ口線の完成時期というのは、以前の計画とは変わりましたか、変わりませんか。まず1点お尋ねします。課長のほうから、はい。

まちづくり課長 さきの答弁でも申し上げたのですが、今回国からの補正ということで内示が決まったんですが、今後どうなるかということで確定的なことまで言えない状況でありますので、今のところ前回同様平成24年度末完成を目指して事業を進めていきたいと思っております。

釜坂道弘議員 計画では23年度完成予定だったんですね、最初は。県道三木穴栗線についてはこれも24年度、最初の計画ではそうでしたね。24年度の完成予定でしたね、計画では。その1年のずれを何とかその24年度の県道を23年の町道に合わせられないかという質問を昨年させてもらっております。そのときの技監の答弁では、今から一番大事なのは用地買収と、そこが一番重要だろうと、そこがうまくいけばそういったことも考えられるというような答弁でした。今のところ、あれは平成21年の3月に事業決定しましたね。それから7月から着手しました。それからずっとこう会議なんかを、説明会会議なんかも出席させていただきながら見ておりますと、今のところ地権者で大きな反対の意見というのは出てきておりません。非常にこれ喜ばしいことだと思うのです。ここが一番ネックになっていたわけですから。そこがうまくいけば、少しの前倒しもできそうだというような答弁もありました。ところがその様子が全く逆になっております、今は。ことしの7月6日に、用地の測量それから用地買収の面積、そういったものが完了しまして、今から地権者にこの11月から交渉に入るということですね、予定では。その会議の中で、この完成の予定が丸っきりわからないような状態になっております。といいますのは、地権者からこの工事の完成予定はいつごろですかというような質問出るわけです。それから実際に工事に入られるのはいつごろでしょうかと、いうのは地権者あるいは店舗を出しておられますから、当然の質問ですね。自分とこの駐車場が実際工事に入って使われない時期が何カ月か続くわけですから、それが大体いつごろなんやろうというような質問が出て当然ですね。ところが県の答弁はいかがでしたか。その時期があらわされ、答弁されましたか。技監どうでしたか。

技 監 私もその説明会にはおりました。確かに地元の方々から、いつ完成するんだと、目標はいつだという問いかけがありまして、その時期については県のほうは答えられておりません。

釜坂道弘議員 予算に合わせて事業を進めていくだけというような答弁です。皆が今から用地買収に入って交渉しないといけない時期に来てからですよ、いつ完成するんか、いつごろ工事に入るんかというのがわからんような状態で、この話は今からうまく進みますか。あんな会議やったらもたんほうがよろしいです、はっきり言うて。

逆です。一番今まで心配しとったところが、うまくいきよんですよ、今。それをね、県がはっきりしないと、地権者はどうして今から交渉していくのですか。そうでしょう。そやから今後、会議するときにはそういったこともきっちりと、県の方針、計画、そういったものをきっちりと示してほしいと思います。当然その裏には予算の問題があります。予算がつけへんの何ぼ早うしてくれ言うたって、これは無理なことです。そんなことは皆わかっとんです。そやから一番大事なのは、今から交渉に入っていくのですから、県の計画はこうなんだと、皆さんと契約する時期がいつからいつまでを見込んでますと、工事の完成の日から逆にして、今から皆さんとこの時期に交渉させてもらいたいんですというのを出さないと、今から交渉させてくださいと、完成はいつかわかりませんでは、これは逆ですね。そしたら、交渉するほうも、いつになるかわからへんような道路、なんでその真剣に交渉しないといけないのかということになります。これ全く逆やと思うのです、聞いて。私も最後に質問させていただきました。やっぱり、その土地を今回提供される方いうたら、そういったことを、自分とこのいわゆる事業にかかわることです。自分とこの駐車場がいつ工事使えなくなる時期があるのか、来るのかというのがわからんような状態です。それを知った上で事業展開していかないかんのです。例えば駐車場が足りなかったらどこかで駐車場借りないといけないなどか、いろんな事業展開していかないかん時期に、そんなわからんようなことでは困るんです。そやから今度どういう時期にどういう説明会をされるの知りませんが、そのときにははっきりと示してください。技監よろしいですか。

技 監 先ほど議員もおっしゃいましたように、工程が明確でないという問題です。実はこれは県だけ、町だけという話じゃなくて全国的に政権が変わりまして、予算が大幅に削られているという状況と、後、兵庫県自体の財政状況が今非常に厳しい状態になっております。予算の外枠は決められるんですけども、一体中の、その予算を使ってどこの工事を実際やろうかということについてはなかなか決められないような状況も続いているところもございます。しかしながら、中島井ノ口線もそうですけれども、今回補正予算がつかしましたので、めどが見えましたけれども、もし今年度の当初の予算であれば、道路としても一体いつ完成するかわからないというような状況も発生する可能性があったというところではあります。

そうは言いましても、意思として、いつまでにどういうことやりたいというのは明確にする必要はあろうかと思えます。本日採択いただいた補正予算の中に、中島井ノ口線交差点部分の町からの県への負担金が債務の負担行為で入っているのですが、それは23、24の2カ年で入っておりまして、一応県のほうも24年には完成するという意思を持っているということで考えていいかと思えます。

釜坂道弘議員 いやそれを何でそしたらその地権者に、今の説明がなされないのかということですね。当然予算のこともありますし、24年の完成予定しとつても予算のつかんもん前へ進めませんし、そんなことわかっとんですけども、ところがそういった今県としてはどういう計画でこの話を進めてますよというようなことぐらひは、説明はきちっとしてもらわないと困ります。ですから次の会議の時にはそういった説明がきちっとできるようにお願いしたい、こういうように思います。この件は以上で終わります。

次ですけども、この通告してありますが、個人情報の保護条例についてということで、国には個人情報保護法、あるいは町では個人情報保護条例というのが設定されております。先ほどの一般質問の中でも、子どもの個人情報の保護というような話も、一部出てきました。こういったことで、私も以前からこの個人情報

については、ちょっと疑問を持っているところもありますし、そういったことで今回、一般質問させていただきたいなというふうに思いました。

まず、身近なところから考えていきたいと思います。まずこの個人情報の保護法ですね、総務課長、目的を一つお願いしたいというふうに思います。個人情報の保護法の。

総務課長 個人情報保護法の目的でございますが、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としております。

釜坂道弘議員 一般のもんが読んだら、なかなかどこまでが個人情報に含まれて、どこからやったらその情報が出せるのか、ここから先は出せないという判断が、なかなか難しい点があります。私もそうですし、皆さん方もそうだと思うのです。情報の、例えば名簿とかそういったものを出すときの判断ですね、非常に難しい問題があると思うんです。先ほども言いましたように、身近な疑問点からちょっとお尋ねをしていきたいと思います。

先ほどの一般質問でも、それこそ100歳以上の方の確認ができたんですかという質問もありました。新聞でもこのように、これは読売新聞の見出しですけれども、消えた100歳何百人とこういうような、消えた100歳とかいうような表現されています。実はこの消えた100歳ですけれども、昔から消えた人がおったみたいですよ。これを、100年前に本にして出した方がいらっしゃいます。これが柳田國男です。遠野物語の中で、神隠しという言葉でこの本を書かれています。神隠しいうたら、今回の100歳以上の方が確認できないという問題やなしに、神隠しの中には対象者が子どももおったようです。その違いがあります。これは余談になりますけども。実は9月と言いましたら老人月間です。先ほども課長のほうから答弁がされましたけども、お年寄りの確認が皆できましたかという問いに、区長を通じて敬老会の会員の確認ができましたと、こういうことです。なるほど区長に8月の下旬に敬老祝賀会の事業委託金の名簿です。これが届きます。これは、こういった社会現象から、あなたの地域で100歳以上でわからん人はありませんかという確認やなしに、お金払いますと、ちゃんとおってやるなという名簿で、依頼ですね。委託金の名簿の確認ということで区長に届きます。8月20日までにそれを全部確認して返してくださいと、そういうことです。そのときに、下に注意事項が書いてあります。個人情報保護条例の関係で、名簿のコピーはできませんのでご了承くださいと、書いてあります。これは条例からいったらそうなるんですね。課長そうですね、どうぞ、お尋ねします。

健康福祉課長 そうです。個人情報保護条例の中には、第8条には、本人の同意がある場合を除いて、個人情報の外部提出というものは制限をされております。

釜坂道弘議員 実はこういったたぐいの名簿は、私は自治会の代表をしておりますけど全くありません。私の手元には。こういったふうに書かれてありますから、私も意地になってコピーせずに返しました。確認だけしてね。やっぱり3人、4人、この住所にいらっしゃらない人が、いらっしゃいます。というのは、病気になって娘さんのところに世話になっているのだとか、連絡先だけ書いて名簿は返しましたけどもコピーはしておりません。したがってよくわかりません、後のことはね。で、おもしろい話があるんですけど、8月20日までに健康福祉課へこの名簿をチェックして返してくださいと、依頼が来たもんですから、私は確か19日ぐらいに返したんじゃないかと思います。1日ぐらい早く返したんじゃないかと思います。確認したときは確かにいらっしゃいました。私は面接をしてませんが、ほかの方に聞いて、ここにこんな人いらっしゃいますか、ああいらっしゃいますよ、ああそうですか、ほなおってんやねというふうに確認はしました。それが9月の初

めになりましたら、77歳、88歳のお祝いの品物とお祝いのお金が私とこに届きます。88歳の米寿のお祝いの品物が私とこに大きなかけ布団か何かが届きました。名簿に沿ってずっと配ってきました。当然、おめでとうございませんと、町からこういうお祝いの品物が届きましたのでおさめてくださいと、受けられたらここにちょっと判こを押してくださいというふうにして判こを押した書類をお返ししました。9月20日というのが敬老の日ですね。地元の敬老会もしないといかん。お祝い金を持っていこうと思って、ずっと各隣保長にお祝い金を渡しました。私のほうからね。そしたら隣保長が、おかしいんやと。この人おってないんやと、いやおってやよったたがなと、いや亡くなっとなやと、いついやと。8月の十何日に亡くなっているんですね。私がちょうど確認した後すぐ亡くなったんやね。ただそのときにはどこか病院か入られとったかどうかわかりませんが、そういったことは、私のほうでは全くその確認ができないんです、名簿がないと。すぐに民生委員に連絡しました。どないしとんやと。こんな人がおってなかったん、いつの間におったたんやと、いつの間に来たたんやと。ほんで今また亡くなるとるいうけども、どないなとんやと。あのねこの消えた100歳いうて、この記事が出たころは、皆ほんまこんなことが普通あるんかなという思いがあるでしょう。現に私とこなんかもう既に、隣におっての人でも年寄りおってんかおってないんかわからへん。いつ来たたんか、いつ出はったんか、わからへんような状態に今なってきたよんです、現にね。私が、おめでとうございませうて布団持ってたときにはもう亡くなっとなです。ほなこういう方が、死亡届出されとったんかどうかですよ、私にしたら。またこんな近くから白骨死体が出たら困るなということ。そやから、やっぱり、その地域を見守ろうと思ったら、こういったその名簿をいただけるような方法があるかないか、ないいうたらどないしようかなと思っとなですけども。何かもらえるような方法ありませんか。例えば、この条例読んでますと、同意があつたらええわけですね。ねえ課長、そうでしたね。本人の同意があつたらいいんですね。そしたらこういった名簿つくられるときに同意はもらってもらえませんか。お尋ねしたいと思うんですけど、今後のために。

健康福祉課長 例え必要援護者名簿というものは今作成しておりますけども、その名簿を自治会長さんやら民生委員さんには提供しているわけですがけれども、それについては本人の同意というものは必ずもらって、災害時等の必要援護者の方の支援をすることにはなっておりますけども、今のところ名簿の確認は業務上例えば祝賀会の委託金にしましても、その趣旨から必要であると判断しまして確認をしていただいております。おるところでございませうけども、この条例でいいますと、まさしく本人の了解があれば、それはもちろん可能ですけれども、それをどこまで取っていくのかということについてはまた今後いろいろと検討していかなければならないなと思っております。

釜坂道弘議員 こういったものはいろんなとこに関係してくるんです。例えば住民生活課から、今各自治会で自主防災組織をつくれというようなことも来るわけ。そしたら今話が出ました必要援護者、必要支援者、この名簿なんか全然もらえませぬ。何年か前までは、出ていたと思うんです。今はもらえませぬね。

健康福祉課長 この名簿につきましては、平成20年3月に新しくつくったわけですがけれども、それから、昨年21年10月に一度更新しまして、地元の自治会長さんと民生委員さんにはそれぞれ名簿はそのときには一応配付はしております。

釜坂道弘議員 そんなん来てへんで。あのね、今そういった名簿というのが手元へ届かなくて、例えば私のおる自治会に転入者があつても、そこから転出されても何の連絡もあ

りませんね、今。以前は連絡ありました。住民課長、そうちゃうんですか。前は連絡ありましたね。以前はありましたよ。こういった方が転入されますよ。

住民生活課長 以前はそういった形でありました。

釜坂道弘議員 そういったことがありまして、ちょっといささか困った問題にぶつかっております。今後ね、そこら辺の考え方をどうするんかというのを一度よく検討いただいたらなと思います。条例がある、ちょっと副町長、えらい顔振って、そら無理やというような顔ですけど、現実には、こういったものが出てくると、ちょっと検討はしてもらわないと、見守れる範囲というのが縮まってきます。出せる範囲、出せる場合もありますね。この名簿を出せる、このときには出せませんと。なんか8条か何かに出てますね。だからそういったところを、もうちょっとこう評価をね、ちょっと広げてもらって、なんかできる方法ないですか。

副町長 もう言われるとおりでありまして、個人情報取り扱いの慎重さが必要かと思えます。今、住民生活課長が申しあげましたように、転入転出の分野につきましては、前は異動通知というような形で集落の長のほうに通知を差し上げておりました。それは個人情報保護法に基づくもので、それから後については閲覧、今はもう全くないといったような状態になっております。これら等につきましては、それぞれの事例、事象があった上でこういう取り扱いになってきたということもあります。今、言われましたように、保護条例における第8条では、公益上必要のあるときは開示することができるということでもありますので、その公益上の必要性といったようなところが実施機関の長がどのように判断するのかというところになるかと思えます。そういった分野で、住民生活課長が申しあげましたように、そういった状態をどのような形の上で検討を加えていくのかなというのは、判断基準になるかと思えます。

釜坂道弘議員 今後、そこらあたりじゃないかと思うんです。どう判断してもらえるか、よく検討してもらわないと、この消えた100歳ということが人ごとじゃなくなるわけです。そういったことでこの件については置きまして、次に例えば、納税組合による税金の徴収がありますね。個人情報に関係して。それで、税金の用紙が区長のところへきます。これ税金だけとちゃうんですね、水道料金もきます。これ金額も何もかも全部見えます。見えるような方法ですね、伝票は。ということは、逆に考えたら、この人の所得大体何ぼぐらいあるのかというのは判断できるわけです。これが地元の代表者一人だけの目にとまるのとちゃうんです。ブロック長がおり、隣保長がおり、当番がおって、ずっと集められるんです。何人の目に触れるかということですね、こういったものが。その個人情報の保護条例と、その納税、もちろんこの納税組合の目的というのはわかってます。わかってますけども、その関係を教えてください。

税務課長 納税組合につきましては、納税貯蓄組合法という法律がございまして、これは昭和26年に施行になったということ承知してはおりますけども、福崎町の場合は合併時から結成していただいておりますので、大変長い歴史を持つ制度となっております。現在14組合で組織としてお願いをしているところですけども、今、議員さんがおっしゃられるとおり、問題となります個人情報につきましては、さっきから出ておりますように、福崎町個人情報保護条例の第8条にうたわれておりました、本人の同意があればこの限りではないという条文がございまして、したがって、その納税貯蓄組合に加入していただいていることは、組合委員みずからが税額を知られることを容認されているとか、また組合委員相互間で同意の承認があるという立場を現在取っております。そういうことを考えておるんですけども、個人情報保護法が施行されたということで、その個人情報の取り扱い

が一層制限されていることは事実でございます。そういったことを思いますときに、その納税貯蓄組合のあり方についても検討する時期かとは思っておりますけれども、当分の間、今の状況を見守っていきたいと考えております。

釜坂道弘議員 あくまでも名簿を出せないのが個人情報の保護条例に基づいてと言われるのであれば、こんなことはもう早くそれこそ考え直すべき時期がきとんじゃないかと思えます。

それはそれとして、もう1点身近な点から言いましたら、春になったらこういったものをつくれますね。これ議員さんも皆もらってますね。事務分担表。これ役場の職員の方々がどんな仕事につくんかということですね。これ平成21年の4月に出た分ですけども。これにも、職員の個人情報保護のため取り扱いには十分ご注意願います。書いてあるんです。これね。これが何で職員の個人情報になるのかなと思うんです。中の名簿はなるほど、課長、副課長、係長ぐらいまではフルネームで書かれとう人があります。ほかの人は名字だけです。電話番号、住所も何にも入ってません。むしろこんなものは公開せないかんもんじゃないかと思うんです。こういった仕事をだれが担当しとんか、この職員の中でだれが担当しとんかいうのは、むしろ町民としたら知ってるほうがサービスにつながるわけです。ここの考え方、この部分の考え方、お答えください。総務課長。

総務課長 個人情報保護条例が施行されまして、基本的な理念としまして条例を遵守してほしいというようなことを書いておったんですけども、議員さんのおっしゃることもそのとおりの部分あると思えます。22年の4月分からはその文言は外しております。

釜坂道弘議員 それを聞かんか思ってたんや。もう1枚めくったら、22年4月、これには書いてないんです。そっちの都合で書いたり書かんだりしよんですかと、こっちらからしたらそう言いたいんです。これ先に21年4月の見せたのは、後から22年の4月のやつ見てもらわんなんと思ってるこれ、見てもらったんです。ことしいただいた分には書いてないんです。去年の分には職員の保護のためと、何かそちらの都合で、皆さんの課あるいは立場上の都合でこんなもんを書かれたら、まずいんやないかと思うんです。今後どうされるんですか、これ。今後は。

総務課長 22年につくった形で今後は進めていきたいと思っております。

釜坂道弘議員 そしたら、さっきお願いしました名簿を出せる方法はないですか。

町長 個人情報法という非常に高度な判断でありますから、私たちが軽々に答えて、それが今後の一つの理由とされるということになりますと、なかなか私たちは答えることはできません。したがって、それがいいのか悪いのかという判断で、役場職員が軽々に答えるということは難しいと、ケース・バイ・ケースによってかなり複雑になるであろうということになりますので、これからの答弁は慎重にさせていただきたいと思えます。

釜坂道弘議員 ですから最初に、この個人情報の保護法あるいは条例というのは非常に難しい、判断の難しいものであるということはお断りしたはずで。ほんで、中には、これ静岡県に、いわゆる過剰反応に関するQ&Aというのをサイトで出してます、静岡県が。これはいわゆる内閣府の国民生活局とのやりとりで、Q&Aのサイトを情報として出しています。その中には、どういうことが書いてありますか言いましたら、このQ&Aは個人情報保護法の誤解により、必要とされる個人情報の提供が控えられる状況が見られるために、いわゆる過剰反応（第三者提供）に関するものについて、国のQ&Aの一部を掲載しますというふうに、静岡県がやっとなんです。だからもう一度よくこの件については検討いただきたいと思えます。それからこの検討ですけど、あらゆる状況を判断せないけませんから非常に難し

いというのがあるわけですね。こんな場合どないなるねん、こんな場合どないなるねん、何ぼでも出てきます。これ考えよったらね。そういったことで、非常に難しい問題であろうかと思えますけども、今後の検討課題としてお願いしときたいと思えます。

次の質問が、次世代育成事業、これ実は何でまあこういった質問するか言ったら、先ほども教育長が第4次総合計画の後期基本計画、活力にあふれ、風格のある住みよい町、これを目指してというような答弁されました。私もこういったもの、これどないしたらこういう町になるのかなと常々思うわけです。ほんである日、新聞に大きく出てましたことが今回の質問の発端になりました。ちょっと待ってください。

議 長 釜坂道弘君の質問中ですが、しばらく休憩いたします。再開は14時20分といたします。

◇

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時20分

◇

議 長 会議を再開いたします。

釜坂道弘議員 それでは、休憩前に引き続いて質問を続けさせていただきます。

次世代育成事業ということで、今回通告をさせていただいております。これは先ほどもちょっと言いかけましたように、活力にあふれ、風格のある住みよい町、こういう目標を掲げた総合計画が作成されております。じゃあどうしたらこのような町になるのかということを考えてみますと、その町全体が元気でなくてはならないというのが一つあります。元気な町にしようかというたらどうしたら、どうしたらなるのかということですね。最近新聞でもたくさんこう出てきます。ちょうど6月の議会で吉識議員が人口問題に触れて一般質問をされました。その後すぐです。これ神戸新聞から読売からいろんな新聞に、目標人口で悩む自治体、右肩上がり非現実的、減少認めると夢がなくなると。これ非常に少子化が進みまして、一体日本の将来どうなるんだろうかと、今も休憩のときに総務課長と申してたんですけども、今のままで行くと、日本に子どもがおらんようになるのは何年先やと。教育長一生懸命子どもの、子育てのいろんな取り組みをされとんやけど、子どもがおらんってもうたらこれどうしようもないですからね。これ大きな問題だろうと思うのですね。そしたらね、子ども手当とか、子ども支援とか、子育て支援とか、いろんなことが今されています。ところが子どもができてないんですね。こらえらいこっちゃ。大変なことです。どうしたら子どもができる、ふえるんかということですね。で、今全国的にも兵庫県でも取り組みがなされております。婚活事業。若人同士をこうできるだけ出会いの場を持たして、できるだけ結婚してもらってそのままよそで住ましたらあかんのですよ。この福崎町で定住させなあかんのですね。それが大事なんです。よそで何ぼ結婚したって、ここの人口には変わらないですからね。当然そのためには雇用の問題があります。住宅問題が出てきます。いろんなことが出てきます。そういったことで、福崎町の将来考えたときに、今から若い夫婦をたくさんつくって、若い人にこの福崎町に大勢住んでもらうという取り組みがなされないかということをお尋ねしたいと思って通告しております。いかがでしょうか。

議 長 総務課長 釜坂議員さんのお話を聞かせていただいております。そのとおりだろうなと思っております。活力にあふれ、風格のある住みよい町をつくっていく上では、やるべきことはたくさんあると思えます。道路でありますとか、住宅であります

とか、そういった基盤整備も大事ですし、先ほどおっしゃいました子ども手当、子育て支援等のソフト事業も大切でありますでしょうし。最後におっしゃいましたように、若い夫婦をつくって、福崎町に住んでいただくというような施策等ということも必要なことであろうと思います。

釜坂道弘議員 これが身近なところでいろんな取り組みがされるようになりました。先ほどもちようど昼ご飯食べよったら、机の上に兵庫ジャーナルというのが置いてありまして、見よったら、南あわじ沼島で縁結び交流会、これ兵庫県がしよんです。ひょうご出会いサポートセンター、少子化の大きな要因の一つである晩婚化、未婚化に対応して県が平成16年度から取り組んで今回こういった主催をしております。また、兵庫県知事がこのたび各市町村の商工会の会長に、こうのとりの大使という委嘱をしまして、それぞれの場所で婚活事業を始めてくれというようなことですね。福崎町においてもこのたび10月24日に商工会主催でカップリングパーティーというものがエルデホールで行われます。こういった取り組みをぼちぼちしよるわけです。ですからこの福崎町においても、町主催のこういったものがないだろうかということを考えるわけです。いかがでしょうか。難しいですか。いかがですか。

総務課長 釜坂議員がおっしゃいましたように、この10月24日にエルデホールにおきましてカップリングパーティーというものが開催されます。主催は福崎町の商工会及び青年部であります。男女とも40名ほど募集されておるんですけども、福崎町もこの事業を後援しているところでございます。

婚活事業につきましては、民間の事業者におきましても多数実施されております。また、今回のように商工会さんやボランティア団体、あるいは社会福祉協議会さんが行っているところもあります。町といたしましては、こういった公益的団体やボランティア団体が行う事業に協力をしていく、あるいは支援をするといった形で取り組んでいきたいと思っております。

今のところ、町が直営で婚活事業に取り組むという予定はございません。

釜坂道弘議員 民間なんかは以前からやっております。たくさん場所ですね。それから行政においても全国的に見ても、かなり取り組んでいるところがたくさんあるわけです。今言われましたようにNPO法人とか、いろんな団体がする支援をしていくということですけども、私としたら行政でこういったものが取り組みできないかなと、支援だけじゃなしにね。そういったことを考えて、このたび、次世代育成事業とかいうようなたいそうなタイトルをつけましたけども、実は婚活事業なんか、この行政でできひんかなという思いがありましてね。今回こういうふうにさせてもらいました。

例えば、きのうですか、一昨日ですか、町長のあれが、折り込みがありましたね。町長の後援会の旅行、バス旅行の募集が新聞折り込みがありました。あんなんこそ、町長。独身ばかり集めてやったったらよろしいやん。そしたら、ああ町長なるほど、福崎町の未来をちゃんと見据えた上で、ええことやっておってやなと、町民が見るわけです。町長もそれこそ、後援会の心やすい人ばかり一緒に行くやなしにね。例えば、募集の対象を独身者にしてやられたら、これまたそういうふうな、いわゆる福崎町の将来にちょっとでも明るいそういったものを見つけてほしいなと思います。

今回の一般質問は以上で終わらせていただきますけども、今回質問させていただきまして3点とも、どうかよろしく検討いただきまして、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、釜坂道弘君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程をすべて終了することとします。

あすは、4番目の通告者は、志水正幸君からお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会することにいたします。大変お疲れさんでございました。

散会 午前 2時30分